

## V 令和6年度宮城県立支援学校高等学園及び宮城県立秋保かがやき 支援学校高等部産業技術科入学者選考方針

県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科（以下「県立高等学園等」という。）に係る入学者の選考は、各県立高等学園等の教育の目的の実現及び生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

### 1 基本原則

- (1) 各県立高等学園等は、入学希望者が各県立高等学園等の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、共通学力検査及び各県立高等学園等で実施する諸検査等の結果に基づいて総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考に当たっては、厳正を期するために各県立高等学園等に選考委員会を設置するものとする。

### 2 第一次募集

- (1) 全ての県立高等学園等は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって、県立高等学園等の校長（県立秋保かがやき支援学校においては特別支援教育課長、以下「県立高等学園校長等」という。）は、原則として、調査書、共通学力検査の結果及び各県立高等学園等で実施する諸検査等の結果により選考するものとする。
- (2) 共通学力検査
  - イ 共通学力検査の実施期日は、諸検査等と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
  - ロ 共通学力検査の実施教科は、国語及び数学とする。
  - ハ 共通学力検査の内容は、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の多様な能力や適性等を把握する観点に基づく問題となるよう配慮するものとし、宮城県教育委員会が定める。
- (3) 諸検査等
  - イ 諸検査等の実施期日は、共通学力検査と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
  - ロ 諸検査等の内容及び実施方法は、各県立高等学園等において適切に定める。
  - ハ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

### 3 追検による選考

全ての県立高等学園等は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

### 4 第二次募集

第一次募集の合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。